

近世後期の紅花生産について

—出羽国村山郡長崎村柏倉家を中心として—

井 上 準 之 助

は じ め に

徳川幕藩体制下の流通形態は一定の社会的分業に基づき、遅れた経済段階の辺境の大名と進んだ経済段階の畿内の幕府直轄領および譜代大名との間に結ばれている隔地間分業をその主要な基盤とした¹⁾。いわば二重の分業関係を基盤としたのである²⁾。かかる流通形態を領主階級にとって最も整備し安定的なものにするには、生産者である農民を商品流通から遮断し、その全余剰生産物を年貢として収取することが必要であった。しかしそれが現実には不可能であり、農民側にやがて胚芽的利潤が生じ、いわゆる農民の商品流通が領主的商品流通を凌駕するにいたり、やがては幕藩体制の危機を惹き起すにいたることは戦後の歴史学の諸業績が示すところである。かかる農民の商品流通の前進は農業生産力、なかんずく水田生産力の上昇に支えられたことはいうまでもない。このことは時期的には複合家族の分解＝単婚小家族農民の一般的成立時点でもある、元禄期前後³⁾あるいはそれ以降(享保期)とみてよい。それは地主手作経営の解体、地主小作関係の一般的成立等を随伴する。先進地・後進地の地域差はあれ、上記の状況から商業的農業の展開—その全面的開花は未だしであったにせよ—が始まる。

ここでいう後進地とは生産条件が低度で年貢余剰米の成立が遅れている地帯を、先進地とはそれとは逆な地帯をいうのであるが、それらが商品生産を展開していった度合いは、かならずしもこの二つの地域タイプに拘束されることがないのはもちろんである。

※これについて戦前の故戸谷敏之氏のすぐれた業績⁴⁾は自然経済の濃厚な東北日本型、そして購入肥料を導入し貨幣経済に捲込まれて商品生産を行なう西南日本型の二類型を析出した。氏は後者をさらに農民側に余剰が残り、その再投資によって一層の充実をはかる畿内型と、商人の介在により窮乏化する阿波型の二つに分けた。これについては堀江英一氏、古島敏雄氏の批判⁵⁾があるが、戸谷氏の先駆的業績は今なお多くの影響を与えている。

すなわち近時の研究水準は、いわゆる後進地帯に畿内型商品生産が多く生み出されていたことを実証している。小論で検討を試みる、出羽国村山郡地方(現山形県村山四郡)の紅花生産についても同様のことがいえる。後進地帯たる東北地方では、農奴主地主の未分解のまま大家族による粗放経営を基底に貢租納入と自活を主にする、主穀農業中心から、漸次特産物を中心とする商品生産を展開し、小農自立そしてやがて、商品流通めぐって農村商人の輩出をみるにいたるが、村山郡も江戸中期以降紅花・青芋の主要生産地帯として知られるにいたるのである。小論では村山郡長崎村(現東村山郡中山町)

1) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』213頁以下。

同「近世封建社会における商品流通史研究の課題」『歴史学研究』227号。

2) 守屋嘉美「近世後期商品流通研究の一前提」『歴史学研究』276号。

3) 同上。

4) 戸谷敏之『近世農業経営史論』30—34頁。

5) 堀江英一『明治維新の社会構造』171頁。

古島敏雄『近世における商業的農業の展開』

およびその周辺村々の紅花生産の様相を長崎村柏倉文蔵家を中心に若干論及したい。なお小論に関する原資料は註記なき限りすべて明治大学刑事博物館所蔵の「出羽国村山郡長崎村柏倉文書」である。

I

出羽国村山地方産出の、織物染色色である最上紅花は他地方(肥後・伯耆・尾張・遠江・武蔵・福島・三春・仙台等)のそれと較べて品質数量において圧倒的に第一位を占めている。それが盛んになったのは元禄期からであり、俗に「最上千駄」と称されたように年1000駄、多い年は1400～1500駄にのぼり、全国産額の半分以上に達したといわれる。そして寛政一文化期以降の最盛期を現出したが、明治10年以後は外国化学原料の流入によって急激に衰退する⁶⁾。

村山地方で良質の紅花を多量に産出したのは平野部の畑方のうち最上川各支流の沿岸地帯であって今日の山形県南村山郡北部・東村山郡・北村山郡南部・西村山郡東部、すなわち村山盆地の中心部一帯で、当時の紅花集荷の中心地帯は山形をはじめ谷地・天童・楯岡・寒河江等の町場であった。紅花生産は農村においては寛政度以前までは単なる生花生産に終始し、干花への加工工程は上述のごとき城下町・在町の町方問屋等が行なっていた。すなわち農村内部の紅花加工工程の未展開であって、町方商人(あるいは問屋)の手代や目早(仲買人だが在郷商人的ではない)の介在を指摘でき、これらの商人達はこの段階にあっては青苧・漆・油・蠟等を扱うと共に、生紅花を花市と農家から直接購入した。安孫子麟氏は、この花市への農家からの出荷は、個々の農家の自由な販売よりも、主家と従属家という小族団を通しての展開に基づくものとされ、農民的貨幣経済の未成立を説いている⁷⁾。

(これは複合家族の分解から単婚小家族への移行の遅れにその原因があった。村山郡内の寛文・延宝期の村落共同体は実質的には小農民経営の独立をみていない。単婚小家族の一般化、水呑層の自立化の段階は元禄享保期以降をまたねばならない⁸⁾)。

しかしながら寛政期から文化・文政期にかけて干花製造(加工)技術が農村に普及してくる。これは主として地主・富農が生花を買って大量に加工したようであるが、少量の加工を行なう農家もふえていった。このように直接生産者＝農民が干花加工をみずからの手で行なうことは、農民達の中から農村商人＝在郷商人(在方商人)層を生み出していったのである。守屋嘉美氏は、かかる段階に生花生産者・自家生花加工者・自家生産生花他家生産生花購入加工者・自家他家生花加工他家加工干花購入加工者・他家加工干花購入者という諸階層の同時的存在を指摘している⁹⁾。

このように農村への干花製造技術の導入が紅花生産に一つの画期をなしたのであるが、このことは紅花市場をめぐる動き(紛争)から考察しても興味深い。

はじめ町方問屋によって主に加工された紅花は京都の紅花問屋仲間14軒に発送されていたが、享保20年(1735)にこの仲間は専売権を獲得し、紅屋と産地とが直接取引することは禁止される。このことは地元山形の商人と京都問屋との対立として現われる。やがて寛保元年(1741)最上商人の代表として谷地・寒河江の商人6名が京都紅屋との直売買・口銭引下げの訴願を行ない、1年を要して成功している。しかし、この一件では製造業者である紅屋159軒が株仲間排除を希い、山形商人と同調しているのに直接生産者である農民達は何らの動きも示さなかったといわれる。そのご宝暦3年(1753)には最上商人を中心に各村役人連名の歎願が京都の問屋

6) 今田信一『最上紅花史料』。伊豆田忠悦「青苧と最上紅花」58頁以下(地方史研究協議会編『日本産業史大系・東北地方篇』)。

7) 安孫子麟「幕末における地主制形成の前提—市場関係の歴史的吟味」(歴史学研究会編『明治維新と地主制』122頁以下)。

8) 青木美智男「佐倉藩羽州領の成立とその構造—いわゆる“飛地”の歴史的意義」118頁(木村礎・煎本増夫編『譜代藩政の展開と明治維新』)。資料的には横山昭男編『尾花沢市の研究』に拠っている。

9) 守屋嘉美「村山地方における商品経済の発展と流通」『歴史学研究』282号。

・紅屋の買叩きに対抗して出されている。この時、代表として上洛しているのは前同様谷地の商人達であったが、しかし次第に農民的要求が加わってきている。やがて宝暦5年には山形商人達は大阪問屋と組んで特権市場の分散、すなわち京都の専売制に対抗、また同10年にも訴願がなされており京都問屋の壁が依然として厚かったことがわかる。しかし明治2年(1765)には株仲間徹底へと進展する。この運動には生産農民の要求が大きく加わっていたことがわかる¹⁰⁾。株仲間はこれ以来廃止され、以後の展開は既述の干花技術の農村への導入と結びついて広汎な農民貨幣経済を推進させてゆく。

II

村山郡長崎村の寛保2年(1743)の「村指出大概」および文政3年(1820)の「御尋ニ付書上帳」によると、同村は寛文12年(1672)に代官松平清三郎によって検地が行なわれ、253町2反余・3069石2斗余(田122町8畝余・203石9斗余、畑130町3反8畝余・1036石3斗余)が打出された。後に新田畑27町9反8畝余・229石3斗余・更に寛保元年新田21町5反6畝余・52石余がつけ加えられた。新田畑は別として本田畑の石盛が意外に高く、上田では20から25、中田では17から23までである。しかしこれをもって一概に土地生産力を判断することはできない。とくに長崎村の場合、最上川に近いことでもあり、後年(天保5年)の資料にはあるが柏倉文蔵が「一代帯刀御免苗字」を代官に願ひ出た際、「右長崎村之儀者、高三千四百七拾石余ニ而、家数六百三拾軒御座候処、最上川附之村方ニ而、近年出水之度ニ川筋変地い多し、地低之場所を年々田畑水冠ニ相成、又者家居々水押上水難難通、村方ニ而荒地高も不少……¹¹⁾」とのべていることは参考になろう。

石盛が高いのは長崎村だけではなく村山郡一

般の傾向であった。これは村落成立当初の村高制定によるもので「地方凡例録」は出羽地方の石盛について「取箇ハ格別余国ニ勝レタル様ニモ不見、全ク国ダカ多致度、古来不相応ノ石盛附タル議ト相聞ユ¹²⁾」とのべている。

同地方では各村落間で出作・入作が多いが、村明細帳類によれば長崎村では寛保3年(1743)越石分は周辺14カ村707石9斗余である。文政3年にも出入作は多かったと思われるが、柏倉文蔵家は持高342石8斗余で、そのうち175石7斗余を周辺13カ村に所有している。長崎村で文蔵に次ぐ石高を所有しているのは小関三郎兵衛の258石8斗で、うち110石9斗余を周辺9カ村に所有している。小関家もまた地主的に郷紅花問屋で、嘉永期には紅花の江戸打越荷物禁止同調者に名を連ねている¹³⁾。

長崎村の家数は文化3年586軒、文政9年622軒で、毎月六斎市と、6月28日から晦日までの3カ日市、7月朔日から7日までは馬市が立っている¹⁴⁾。支配関係では、幕府直轄領であって、寛保年間一時米沢藩の預所になった以外は柴橋陣屋(役所)に属している。

III

既述したように村山郡の紅花生産の本格的展開は干花加工工程が農村で一般化した寛政期から文化・文政期にかけてであるが、まず同時期頃の資料から長崎村および周辺農村が関係する紅花生産の2、3の訴訟問題をとりあげてみよう。

天保5年(1834)12月、長崎村に近い村山郡柴崎村(現寒河江市)百姓弥蔵の伴友作がその隣村、同郡嶋村の僧侶宝蔵坊を相手取って金21両余(貸金12両とその利息10両余一文政11年9月から天保5年12月までの6年間)の返済を要求する訴えを起している。友作の訴状(乍恐以書付奉願上候)を要約すると、

10) 安孫子麟前掲稿122頁以下。資料的には今田信一「最上紅花取引に関する生産者并問屋の論争」(西村山郡谷地町町誌編纂資料第11輯)。

11) 天保5年「御代官池田仙九郎様より寄持筋御勘定所江御申立と成候書付写シ」。

12) 『地方凡例録』88—89頁(日本経済書第31巻)

青木美智男前掲稿より引用。

13) 守屋嘉美前掲稿。

14) 寛保3年「村指出大概」。「載録資料解説」(明治大学刑事博物館目録19号)。

「私(友作)は文政11年(1828)9月に宝蔵坊が『神職位階』のため京都へ行きたいというので、『神職位階金拾貳両』を貸した。返済は11月帰国の時することになっていたが、翌文政12年3月に帰国したのに返済してくれず困っている。」ということである。しかし、この訴願が貸借の時点から6年を経て行なわれていることから窺えるように事態はかなり複雑であり、宝蔵坊の神職位階金12両とは「紅花買集め資金」の一部すなわち手附金であったという。天保6年2月の宝蔵坊の「乍恐歎願書ヲ以奉願上候」には彼の立場からではあるが、多くの興味ある事実を提供してくれる。要約し、整理するならば①借用金12両は京都向け紅花3駄※の買入手附金の一部にあてられた。

※文政11年当時、仕切状その他から、紅花1駄(61袋で、32貫)はその等級により一様ではないが、30〜50両となるから、3駄では100両以上になる。

この契約の取次人(仲買人か)は柳沢村久左衛門、長崎村治郎兵衛で、彼等が直接生産者よりの買付けを仲介したものであろう。しかし宝蔵坊は手持資金が足りず、1駄につき手附金5両、計15両のうち、5両のみ渡し、残金10両およびその利息2両、計12両を弥蔵仲友作より借りた。②宝蔵坊は売屋として京都に数日逗留したが諸費用に差支え、当時同じく売屋として在京中の長崎村善六(在郷仲買商人)に紅花販売支配を依頼し帰国した。③この紅花3駄は弥蔵(貸主側)の甥又兵衛(訴人友作とは義理の兄弟になる)が上京し、彼と長崎村善六とが大阪で双方立合いのうえ売ることになっていたのに、又兵衛が勝手に売ってしまった。善六は又兵衛に交渉したが、結局京都紅花問屋伊勢屋利右衛門、村山郡中野目村(長崎村に近い)忠右衛門、同村清助、山形町伊重郎(商人か)等が間に入って調停の結果、又兵衛が宝蔵坊の借金証文と5両の手附金(宝蔵坊が支出済み)に趣意金3両をつけて宝蔵坊へ返すことにきまった筈である、という反論をしている。(訴訟の段階では弥蔵および弥蔵の甥又兵衛がすでに「流之疫病ニ而※」死

去している)。

※天保5年と思われる、友作よりの長崎村与蔵に対する「商荷物押領被致候一件」についての訴状「乍恐以書付御訴訟奉申上候」によると天保4年のことであつたと思われる。なお同訴状によると与蔵一家は農間(農業之手透)に商ひをしていたとある。

訴訟文書にありがちな偏りを考慮にいれつつ主要な点をとりあげてみよう。まず宝蔵坊は100〜150両と推定される紅花を手附金15両(そのうち10両は借金)のみで取引(集荷)をしているが、この紅花代金は①彼が京都で紅花を売ってから取次人または直接生産者(または在郷仲買人・上層農民層)に支払われる、したがってその場合の信用供与者は取次人等となる、あるいは②逆為替を組む、すなわち代金取立手形を売って出荷と同時に現金化※することの二通りが考えられる。

※売先きが確定していなくても京都の荷受問屋と一応の契約があればそれは不可能ではあるまい。

前後の事情からおそらく①の場合を推定するのが妥当であろうが、とにかく宝蔵坊はなるべく早く現金化する必要があつたものと思われる。そして宝蔵坊から帰国の際に上記紅花の処分を依頼された長崎村善六を差しおいて勝手に又兵衛(手附金の貸主弥蔵側)が同荷を処分するという事態をむかえるが、これは宝蔵坊の手附金用借金の担保が紅花販売権であると貸主側に解されたものであろうか。事実、紛争の最初の時点では貸主又兵衛側は、宝蔵坊の負担金(証文と5両)に趣意金2両をつけて宝蔵坊に渡すことにして、販売成立までの負担すべてを肩代りすることになっている。とすれば紅花売上代金は又兵衛側に入り、彼によって紅花出荷者側に支払われたものであろう。この訴訟は結局天保6年3月宝蔵坊が2両を支払うことで決着をみている¹⁵⁾。いずれにしろこの例は農村、とくに特産物生産地帯における信用取引の進展が仲買人層(この場合は宝蔵坊・又兵衛)をして自己資金の

15) 天保6年「差上申済証文之事」。

何十倍にもあたる商品を取扱わせしめ、紅花生産の取引を急速に促進せしめていくことを示唆している¹⁶⁾。しかしそれだけに荷捌きを急速に行なう必要も多かったのである。それゆえにこそ宝蔵坊らが売屋として上京していったものであろう。(生産地帯における信用取引の進展は、しかしながら他面中小生産者・仲買人達が零落する可能性も多くはらむことは後述するところである)。

この一件で調停にのり出した前記京都伊勢屋利(理)右衛門は柏倉家と紅花取引を行なっている(後述)。また長崎村善六、中野目村清助等一彼等はしばしば京都に出かけたらしい一は土地所有の規模は不明であるが、紅花その他を取扱う在郷仲買人で、天保2年の「為替」訴訟一件にも登場している。同伴から善六は自分名義で京へ紅花を出荷し、代金は同時に逆為替を組むことによって山形商人吉郎次から受け取っていること、また中野目村清助は吉郎次の買子をしていたことがわかる。次の資料は同伴に関し善六が野田村百姓藤七等の訴えに答えているものである。

「 乍恐以書付奉申上候
紅花五駄半六袋為替取組候荷高
一、金貳百六拾兩 山形町吉郎次より請取候
分内
金三拾兩壹分 永拾九文七ト
是ハ御役金・駄賃払、京都迄添金・利金・
海上請負金・其外諸掛より引
残金貳百貳拾八兩貳分貳朱 永拾九文七ト
内 訳
金百貳拾六兩壹分貳朱 本橋村新吉分
永四拾三文三ト
此紅花三駄五袋
是ハ去寅八月廿四日夫々立会
善六より新吉江相渡候分

金百貳兩壹分 永六拾貳文 長崎村善六分
此紅花貳駄半老袋

……紅花之儀者、前書奉申上候通、善六儀天童其外村々ニ而買調候貳駄半老袋所持仕、為替取組罷在候処、本橋村新吉申聞候処、紅花三駄五袋京都江為差登申度候ニ付、一回ニ為替取組申度由ニ而、達而……(以下略)」

略した部分も含めて善六の返答を要約・整理してみると大体①紅花5駄半6袋(358袋)は260両であり、それを山形町吉郎次に為替に取組んでもらった。しかし京都までの費用(役金・駄賃・添金・海上請負金等)として約1割以上の31両1分余が差引かれ、残り228両2分余が出荷数に応じて本橋村新吉(126両1分余)と長崎村善六(102両1分余)の手に入った。②これは最初天保元年善六が2駄半1袋を天童その他から買集め、それを為替(逆為替=現金化)に組もうとしたところ、本橋村新吉が3駄5袋を京へ送るため、前記の善六荷と一緒に為替を組みたいというので、善六名義で紅花計5駄半6袋を吉郎次を通じて為替を組み現金化した。③しかるに、このたび「御札」によって初めてこの新吉分の荷が野田村藤七から中野目村清助(彼は宝蔵坊一件のとき在京し、善六とともに調停の役をした)が買いうけ、そして新吉にきたもので、代金は彼から清助へ渡したものと聞いている。ともかく私(善六)は藤七からとやかく云われる覚えはない、となる。新吉の問題の紅花の経路は原告・被告両者の云い分を総合して図示すると次のごとくになる。⑥野田村藤七ほか2人→⑦中野目村清助(吉郎次の買子)→⑧本橋村新吉→⑨善六名義の為替=山形吉郎次

この一件は天保2年「熟談内済証文之事」によって決着をみるが、それはこうである。

そもそもこの新吉分の荷物は山形町吉郎次買子としての清助ほか1人が藤七等から手付金のみ払って買い、残金は吉郎次へ荷を渡した時支払われることになっていたのが、意外にも山形町栄助ほか2人の「口入れ」で、長崎村善六ほか1人(本橋村新吉のことであろう)が他の荷と「一口」にして荷為替にしてしまったという。

16) 他方、都市における信用体系の成立(両替商・問屋商人)は元禄期の「大坂御金蔵銀御為替」の設置の一つの目安としてみるのが妥当であろう。それはまた従来までの市場価格の形成者であった旧来の少数の問屋商人が後退する過程でもあった(中井信彦『幕藩社会と商品流通』197頁以下)。

そこで交渉したところ善六は、新吉に頼まれたから「一口」にしたと云い、新吉は清助ほか1人より買い受けたと云い、しかも清助はそれ以来家出して居所が不明だという。それゆえ一同が馴れあって藤七分の紅花を騙しとったと考え訴訟になったのであるが次のごとく内済したとある。すなわち紅花3駄5袋は藤七→清助→新吉のルートを通ったものであり、騙しとったものではないが、藤七等が付添って吉郎次宅まで運んだのであるから、紅花代金は吉郎次から藤七等へ返すことにする。そして、この代金は中野目村清助(彼が事件を惹き起した主要人物がある)の親類・組合ならびにこの荷為替の口入れをした山形町栄助ほか2人が出すことで決着をみている。

以上から中野目村清助は在郷仲買人であり、また山形有力問屋の買子であることがわかる。既述のごとく文政期には在京するなどの活躍をしながら、この一件の時点では資金の回転に悩んだとみえ、紅花代金を新吉から受取ったことになっているにも拘らず(後述)、買付先の野田村藤七(上層農民か仲買人であろう)等にはおそらくは僅少な手付金のみ渡し、残りは支払っていない。藤七等は清助と一緒に吉郎次宅まで荷を運んではいるが決済は清助からなされることになっていた。したがって清助は吉郎次の「買子」といっても手代のごときものではなく独立した仲買人であったことは、資金面でも吉郎次とは別個であることなどからわかる※。

※しかし藤七等はこの点を疑問視しており、それゆえにこそ吉郎次・善六等を含めて関係者全部を訴えている。なお、山形商人吉郎次とは長谷川吉郎次のことであろう。彼は紅花集荷問屋と同時に金融業(為替業)を兼ね、かなり積極的に紅花取引を行っていたと思われ、山形水野藩の「御用達」をつとめていた。明治8年の立付米調査では1099俵余である¹⁷⁾。

次にこの荷に対する新吉の介入が問題となろう。出荷主藤七は荷物のルートを、藤七等→清助→吉郎次、と考えていたが、既述のごとく実

際の権利関係は藤七→清助→新吉→善六(あるいは善六→新吉)→吉郎次であった。善六は、新吉より代金を清助に払ってあると聞いた、と主張しているが、このことは中野目村清助が本橋村新吉にこの紅花取引とは別個に何らかの支払うべき勘定(負債)があったことを推測せしめる。したがってその勘定(内容は不明だが)を決済しえなければ清助は山形町吉郎次からの出荷代金(為替代金か)を新吉に支払わざるをえず、すなわち吉郎次に為替代金の振込みを善六→新吉宛に依頼せざるをえなかったのであろう。ここにいたって清助の藤七に対する支払いが問題になり、清助は何とか金策を計ったが成功しなかったものと思われる。おそらく本橋村新吉は直接紅花を扱ったわけではなかったのに、以上の様な理由で荷物の所有権(代金)は彼に属したのである。

類推が多く、しかも不可解な点を多く残しながらも、ここで当面留意すべきは次のことである。①清助のごとき在郷仲買人がおそらくは自己の手持資金を遙かに越える取引を行ない、上記の場合でも新吉に対する負債さえなければ手付金のみで出荷と同時に為替を取組むことによって紅花を現金化しえた。②彼は山形町吉郎次(紅花集荷問屋・両替商)の買子とはいえ、殆んど独立した取引を行ない、宝蔵坊一件の時のように再三京へ登っていたものと思われる(文政・天保期)。③しかし信用取引に依存するだけに一それこそが彼にとっては自己の営業を拡大させてゆく唯一の手段であるが一資金の回転を一步誤まれば、あるいは思惑がはずれば一挙に転落する危険が少なからずあった。④また最初の出荷主になっている百姓藤七も在郷仲買人であり、直接生産者たる小農から山形あるいは京都までに荷が送られるには幾重もの階層(関係者達)が多く介在していることがわかる。⑤清助と新吉との間に推定しうる為替は地方為替¹⁸⁾のごときものではなかったのかと思われる。

IV

村山地方における文化・文政期以降の干花加

17) 伊豆田忠悦前掲稿67・70頁以下。

工工程の農村への導入こそ、紅花生産の展開をして眞の農村内部の社会的分業成立への萌芽、すなわち小ブルジョア的發展をもたらせた要因であった。それまた必然的に農民層の階層分化を促進させていったのである¹⁸⁾。

既述のごとく紅花生産の急激な發展を促した信用取引は、僅かなあるいは限られた自己資金で營業する農民的仲買人達にとって、成功の可能性とはうらはらに零落の可能性をはらむものであった。小論の主題である柏倉文蔵家の紅花取引の始期は不明であるが、資料としては文政元年(1818)分の文政2年4月の「紅花仕切丁」4通が一番古くそれには京都の間屋西屋新蔵・同吉文字屋彦市・同藤屋忠兵衛との取引が記入されている。これらの取引の決済は柏倉家の在京支配人井上茂吉(山形町商人)が代行しており、仕切状の宛名は彼になっている。それによると文政元年12月から同2年正月までの間に、京に登った井上茂吉は柏倉家の紅花販売代金243両余と銀23匁を集金している。しかし柏倉家も間

屋西屋新蔵に「御本山様上納金」45両、「手板添金」などを支払うため実質的集金は192両余となっている。井上茂吉はこのうち140両を山形荷問屋村居清七宛の為替手形にして、すなわち村居を通じて送金している。また43両余は西屋新蔵からの「直下」しとあって、井上には渡されてはいない。そのほか売口銭3両3分余等を支払ったため井上は差引4両3分余を計算上集金している。これが文政元年の取引すべてとは断言できないが、柏倉家の京都問屋への紅花依託販売形式であることを推測しうる。井上は在京支配人といっても後述する児玉嘉兵衛のごとき手代的密接さを柏倉との間にもつものではなく、井上が何らか彼自身の用で京へ登ったついでに柏倉の集金(決済)を依頼されたものであろう。ともあれ京問屋と在郷地主柏倉との文政元年の紅花直取引が翌4年4月に決済されたことがわかる。

文政2年の取引きは「紅花仕込帳」によると、6月以降から7月7日までと、日付不明分をいれて1327袋(20駄と47袋)を719両2分余で仕入れている。仕入れ先は、長崎村およびその近在と思われる延41人(41口)で、おそらく彼等は在村干紅花仲買人であろう。このうち最高額の出荷主は上町与吉の6月17日、71両2朱余(59貫余)である。最少額は長崎村在住と思われる佐蔵の7月6日の650文(100匁)である。

(しかし彼は6月22日に3分2朱(830匁)を出荷している)。柏倉家自身は直接干花製造を少なくともこの荷に関する限りは行なわず、集荷・販売のみに専念している。上記の紅花(1327袋)は「荷物為登覚」によると6月26日、7月2日、16日、28日の4回にわけて酒田港から積出され(最上川) (海へ) (陸路) (船路) (船路) 越前敦賀→江州塩津→江州大津→京都である。1駄につき34両替・35両替・36両替・38両替・46両替で、京都・大津の4人の問屋に送っている。各問屋への売上総額の明記はないが、上記の「荷物為登覚」から、可能なかぎり各問屋への袋数を上記1駄代金で換算してみると下記のようになり、総額は772.36両余とな

18) 地方相互間で両替屋を通じないで為替手形が取組まれるのを地方為替という(作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』331頁以下)。厳密にいうならば吉郎次の善六・新吉に対する為替取組みもその部類に入るのかもしれない。しかし小論での地方為替とは、もっと狭い地域内での私的のものである。たとえば天保2年の「乍恐以書付御訴訟奉申上候」によると、御銅山御用達の柏倉文蔵が達摩寺村(長崎村の北隣りの村、現東村山郡中山町達摩寺)百姓新蔵を相手取って、為替金の不渡り(元金13両利息1両1分余)を理由に訴えている。大要は新蔵が同年2月中に大谷村(長崎村の西、現西村山郡)三郎松へ支払うべき勘定(負債)13両があり、その支払いに差支えていた時、柏倉文蔵は三郎松から受取るべき勘定(債権)15両があったという。そこで新蔵と三郎松が柏倉文蔵の許にやってきて、為替の取組みを依頼したので、柏倉は新蔵の信用調査をしたうえ、5月15日限り(3カ月の期限)で柏倉文蔵-新蔵間に「請取可申相対ヲ以、為替=取組」んだ。これによって三郎松の柏倉文蔵に対する負債は2両を残して消滅(相殺)することになる。しかし新蔵は期日までに決済できず訴訟になったのである。

19) 成功して上昇したものとしては、谷柏村半田家の例を指摘できる(渡辺信夫「江戸時代後期における農村市場の形成とその構造」『文化』23巻2号)。しかし時代は遡るが元禄・享保期に農民の商品生産への参加が、急激な農民の階層分化の契機となり、新本百姓とつては多く零落への危険をはらむものであるという、山梨郡下井尻村についての藤村氏の研究は若干の示唆をわれわれに示してくれる(藤村潤一郎「近世中期における地主経営の実態」『史学雑誌』68の4)。

る。

文政2年6月、7月紅花出荷高

京都伊勢屋理右衛門	199袋	112.48両
同 西屋 新 蔵	464袋	227.73両
同 市村屋弥三郎	188袋	105.65両
大津 川口 弥 蔵	466袋	276.47両

既述のごとく柏倉が支払った仕入代金は719両2分朱であるが、同仕入帳には更に御役永1両2分余と1貫225文、大石田までの惣駄賃24貫709文、荷作賃3貫317文、荷造縄・蒔代5貫980文、計18両2分と35貫798文、すなわち24両余の記載がある。大石田から京都までの運賃・海上請負金等は不明であるが（通常は荷の1割程度であろう）、それは一応別として、たとえば注文主の負担として、柏倉の利益を算出するならば売上代金マイナス仕入代金・諸経費すなわち772両マイナス743両余によって29両余にすぎない。6月、7月の紅花相場は出荷者にとって不利な筈はない。だとするならば、①短期間（6月から7月まで）の資金回転であるため僅少な利潤に甘じる、あるいは②委託販売に近い京都からの「注文紅花」形式で、この勘定では更に費用が追加され、柏倉には利潤なしとなり、後に販売分の口銭—それはおそらく仕入高を基準にしたところの一—を柏倉が受取る、のいずれかに集約しうるのである。

しかし後のケース、つまり②が妥当のようで、その根拠として天保2・4・5・6・7年の各勘定帳（注文控）類を挙げることができる（注文取引については第一表参照）。天保2年7月

第一表 注文紅花出荷数量・金額

年 代	金 額	数 量
天保2 (1831)	265両2歩3朱余	332
" 3 (1832)	?	537
" 4 (1833)	380両3歩余永195文3分	732
" 5 (1834)	210両余	302
" 6 (1835)	137両3歩1朱	147
" 7 (1836)	163両	161

（備考）すべて柏倉家と京都西村屋清九郎との注文取引である。はっきりしない分はすべて省いた。

の場合、「取調仕切勘定帳 京都東洞院六角上ル所、西村屋清九郎殿より注文控」には紅花332袋（265両余）を出荷し、それに要した諸費用6両余（添金・長崎村より大石田迄の駄賃・はたご代・道中小遣・宰料・蒔代・縄代）を加えると、総額272両余となり、更に次のごとき記載がある。

「右へ

金三百両預り

差引

残金二五両三步ト過ニ成ル

銀五九文

右之通ニ御座候、尤差引残過金相返候、算違等之儀者、追而御差引可ヒ下候、以上

天保二年卯七日拾日

羽州長崎

柏 倉 文 蔵

嘉 兵 衛

（柏倉家の支配人—筆者—）

京 都

西村屋清九郎殿

これによって西村屋宛の上記322袋の代金（諸掛りを含む）は西村屋の前渡金300両から決済されていることがわかる。この仕入値段の明記はないが他の資料（天保二年紅花勘定改竄）から仕入値段イコール上記出荷値段であることが類推できる。

※これには同年6月末から7月にかけての集荷1214貫515匁（代金約1718両と7朱、3996文その他）の状況が記載されてある。もっとも、このうち柏倉が仲買人に手付金のみ渡し、完済していない場合もある。この集荷口数は55口で平均約30両弱になる。これらの分析は重要であるが紙数の関係上次の機会にしたい。

このことを明瞭に物語るものは天保4年8月の西村屋宛の「御注文紅花取調仕切勘定帳」と同宛同年7月の「注文紅花諸品書留帳」における代金の記載である。前者（勘定帳）によると同年732袋で380両余、ほかに諸懸り9両余、計394両を西村屋への出荷に要している。その

うち 300 両は既に 6 月 15 日に「福島飛脚」より受取っている。後者（書留帳）には西村屋注文分として直買口（落合口 1 人）・長崎口（19 人）・灰塚（村）口（13 人）・新玉買口（16 人）・中野目（村）儀蔵（彼 1 人で 167 袋、92 両余集荷）・金沢（村）庄六（72 袋、35 両余）、計 394 両余（795 袋）、更にメの後に楯岡（村）口から 138 袋（75 両）を買集めている。この楯岡口は一応別にして、ともかく両帳から上記西村屋宛の出荷が前渡金制の、仕入値段イコール出荷値段段であって、一定の口銭をとる委託販売であり、柏倉家はいわばまったくの仲介業的役割り、すなわち買次業的在方荷主（それこそ幕藩体制下の荷主問屋の典型的姿ともいえるが）の役割りを果しているのである。おそらくこのような天保 2・4・5・6・7 年の注文紅花形式の例は「前金制」が原則で、京都問屋の積極性が強いと解してよいものと思われる。そのほかの、例えば既述の文政 2 年の場合は殆んど出荷値段イコール集荷値段・諸費用ではあるが、前金制ではなく、出荷者の積極性が若干強いことは一応云いえよう。しかし隔地問商業の価格差に立脚する、いわば都市問屋の代理者ともいうべき地方買次問屋的形態であることは事実であろう。

後者すなわち前金制ではない場合、いかなる方法で集金したのであるうか。天保 3 年の例として「紅花仕入方諸書留」をみると、537 袋を 7 月晦日荷造り、8 月 8 日頃長崎村を出荷、大石田を経て酒田港から 9 月 17 日～10 月 7 日の間に京都前記西村屋清九郎・近江屋佐助・市村屋弥三郎・吉文字屋彦市等に送っている※。

※途中かなり難船している。537 袋のうち、すくなくとも 149 袋は販売不能になっている。

この年西村屋とは前金制による注文取引ではなかったらしく、同年の「仕切状」には 11 月 30 日に 50 両を藤屋伝吉（山形荷主問屋・金融業者）に受取らせ、12 月大晦日に柏倉に渡されている。藤屋は買主（京都問屋）から代金の払込みを受けて 1 カ月以内に売主（出荷主柏倉）に送金すればよく、もし 1 カ月を過ぎた場合は約定に従い柏倉に別途に利息を支払わねばならない。こ

こで想定される為替取組みは「逆為替」ではあるが、出荷と同時に現金化してはいない。たとえば同仕切状に記されてある次の資料をみよう。

「 為替取組相手形

一、上 天飛 十八入三九
十九入二九

一、同 紅泉 十九入四九
十八入一九

但し右荷物売捌次第代金

売ヶ月後迄此方ニ而可受取

相対

右者代金当地山形藤屋伝吉殿方へ為替取組候条、此手形ヲ以右金受取ニ御迎ヒ成下候ハ、不残御渡可ヒ下候、為念如此ニ御座候、以上

天保三年 最上長崎

辰十一月廿二日 柏倉文蔵®

京都錦小路烏丸西ニ入

市村屋弥三郎殿

」

11 月 22 日とは署名日のことではなく、この 1 カ月後が買主市村屋弥三郎の代金決済日であることを示すにすぎない。事実市村屋は 12 月大晦日に決済している。藤屋伝吉はその 1 カ月後すなわち翌年 1 月杳迄に柏倉にその代金を渡す必要があった。（しかし、天保 4 年「為替金勘定書」によると彼は 2 月 29 日に柏倉に渡したため 1 カ月分の利息を支払っている）。

しかし出荷後 1 カ月程度（あるいはもっと早く）で、現金化する場合もある。例えば文政 13 年（1830）7 月から 8 月下旬にかけて紅花 921 袋（仕入価 834 両、諸雑費 107 両余）を西村屋清九郎（146 袋）、孫屋勇蔵（130 袋）、市村屋弥三郎（245 袋）、伊勢屋源助（89 袋）、伊勢屋利右衛門（308 袋）等に発送し、その代金一部を一カ月以内に、すなわち同荷を京都問屋が販売する前に、柏倉は為替に組み現金化している。その一例を次に示そう。

「 為替金証文之事

一、金貳百両也

右者中村茂兵衛殿より京三条通富小路上ル近

江屋吉太郎殿へ為登金、為替取組、於宿(?)元書面之金子慥ニ請取申処実正ニ御座候、然ル上者、来ル九月晦日限り此手形ヲ以、受取ニ御向ヒ成り候条、無相違手形引替 御 渡 し 申 候、為後日為替証文仍而如件、

文政十三年九月 羽州長崎 柏倉文蔵
京都 伊勢屋源助殿

すなわち山形地方在と思われる中村茂兵衛なる商人が京都近江屋(両替商)への送金分一上方から仕入れた品物の代金であろう一があるので、柏倉は伊勢屋源助からの送荷代金分を引当てに同金額※を9月(おそらく上旬)に受取っている。(したがって伊勢屋は9月晦日迄に近江屋へ代金を支払う義務が生じる)。しかし柏倉は為替取組の世話をした金融業者(紅花出荷問屋)に次の様に高利の利息を支払っている。

※伊勢屋源助への柏倉の送荷は92袋で、仕込価格は80両余であるので販売見込みとしても200両は多い。これは後の、あるいは他の前渡金もいれたのであろうか。

「 添証文之事

一、金貳百両也 月老割利足

但九月晦日渡し

一、金二百両也 年老割利足

但十月晦日渡し

メ金四百両也

右者此度御世話ニ而、正金為替ニ取組、京都ニ而、相対手形通、無相違相渡可申候、万々一延引ニ相成候ハ、相対之利足ヲ加へ急度御勘定可申候、(中略)

文政十三年 寅九月 柏 倉 文 蔵

最初の200両(9月晦日に京都問屋が決済する分)が既述の伊勢屋源助宛の方で、日限が短いため高利である。同年は更に山形三沢清右衛門によって600両の為替を取組み、そのうち100両は即金化していることが「為替取組相対証文之事」からわかる。それには京都問屋名の記載はないが、問屋は残り500両を11月晦日に三沢に振込む(送金)ことになっている。

以上から文政13年の集荷分は200両は9月

(おそらく上旬)に、100両は10月5日に逆為替によって即金化し、残金も12月晦日に現金化しえたと解してよい。しかし柏倉も資料的にはこの年の例だけではあるが、集荷先(上層農民または仲買農民であろうが、記号で18口)に対して、7月あるいは8月から、12月迄の期間で代金は未済である。したがって諸雑費の中に利息(年利に直すと15%程度、55両余)も入っている。同年に関する限り柏倉は実質的には諸雑費107両余(内、利息は上記のごとく55両余)のみ支払い、出荷後早々200両を現金化したものであろう。

以上から文政13年の柏倉の出荷について次のことを指摘しうるのであろう。第一に同年柏倉自身資金に追われていたこと、第二に柏倉の集荷先(18口、平均40両余)は上層農民クラスで、完全に包装した干花を柏倉に渡したことは、「雑費」に蒔代・紙代などが含まれていない等からも立証できるのであって、柏倉はまさに完全な仲介業者あるいは前期的商業資本家の立場に立っている。そこには在村的(農民的)姿勢は全く窺われないのである。

既述のように柏倉の紅花営業の現在記録は文政期からで、その始期は定かではない。しかし文政期なる時点はわれわれに多くの示唆を与えてくれるのである。既に伊豆田²⁰⁾、横山²¹⁾両氏が明らかにしているように村山地方では一般的には享保以降新興商業資本=質地主が急速に発展しながらも、紅花生産地帯においては寛政期以降生産地仲買商人の自立化によって商権が分割され、衰退化してゆく。その例として村山郡大蔵村(現東村山郡)稲村家がいった。また大石田町(現北村山郡)の二藤部家(後述)の例も指摘される。同家の買次問屋兼荷主商人としてのピークは化政期であったが、以後は荷主的機能の衰退がみられ、天保期には荷問屋業

20) 伊豆田忠悦「東北後進地帯における在方荷主の形態と商品生産—羽州大蔵村稲村家を中心に—」『社会経済史学』22巻3号。

21) 横山昭男「宝暦・天明期最上川流域における経済構造の変動」『歴史学研究』304号。

を主要機能とするにいたっている。(しかし、それは商業高利貸資本の機能そのものの基盤が消滅したものではない²²⁾)。柏倉家の文政・天保期の取引きをみるとき(第二表参照)、それらと一面共通性をもつことがわかる。いわば荷主問屋の機能というより、むしろ商業資本家的仲買問屋、あるいは買次問屋に近い機能を果しつつ

第二表 紅花出荷数量・金額

年 代	金 額	数 量
文政 1 (1818)	192両 3 歩 2 朱 銀 19 匁 余	21 丸
" 2 (1819)	719両 2 分 余	1327 袋
" 9 (1826)	294両 2 分 永 63 文 余	319 袋
" 13 (1830)	834両 余	921 袋
天保 2 (1831)	1718両 7 朱 3996 文	1214 貫 515 匁
" 3 (1832)	?	537 袋
" 4 (1833)	380両 3 歩 余 永 195 文 3 分	732 袋
" 5 (1834)	270両 2 歩 1 朱 余	303 袋
" 6 (1835)	137両 3 歩 1 朱	147 袋
" 7 (1836)	163両	161 袋
" ?	1132両	?

(備考) 天保 5 年のみ約 101 袋が江戸へ送られたばかりは、すべて京都へ送られている。いうまでもなく上表は資料からであって、これ以外にも当然送荷があったのであろう。

あったのである。(したがって言葉上では柏倉家の方が、上記稲村・二藤部両家の例より、若干積極的な営業を文政・天保期においても行ないつつあったといえる)。それは、他方における、信用取引を基礎に上昇あるいは下降する中小紅花仲買商人の動向とは、まさに好対照なのではあるまいか。在村的商業資本が衰退化する状況下—その本格的解明こそ実に必須なのであるが—において、ともかくも柏倉家は現象的には堅実ともいえる注文紅花・依託販売形式を多くとりいれていったのである。

V

次に柏倉家の紅花企業の状況を探るために文

蔵と、支配人児玉嘉兵衛・為替業者西屋伊兵衛・荷問屋二藤部兵右衛門等と交した書簡からごくその大要のみを記してみよう。

西屋伊兵衛 柏倉は文政10年に山形為替業者西屋を通して為替を多く組んでいるが、後者から前者宛の文政10年の17通の書状によると、同年西屋は柏倉から度々為替業・紅花営業等のため融資をうけ、両者は密接な関係にあり[※]、また西屋は上方表よりの紅花相場を常に知らせている。

※しかし文政13年には山形三沢清右衛門が、天保期には山形藤屋伝吉(為替業・荷主問屋)が柏倉の為替を組んでいる。

柏倉は繰り綿商売(繰り荷)も行なっており、当然のことながら商品相場にはひどく神経を使って西屋に問合せている。文政10年5月29日のには「……先達^{せんだつて}而、以書中御願申上置候○印之儀、此節入用之儀出来申候間、何卒御繰合被下置、式本斗^{ばかり}御急借仕度奉存候……」とある。○印とは金子、「式本斗^{ばかり}」とは200両程のことであろう。西屋の金子借用(融資)の要求は他の日付の書状からも散見でき、柏倉はそれに応じている。

また6月3日のには「一、兼而御願奉申上候、此節紅花^{かねて}等少し買入ニ付、○印入用有之候間、何卒当年茂御繰合と成下候儀偏ニ御願奉申上候、尤返金之儀ハ、八九月内ニても無相違御返金可仕候間…」とあり更に具体的に300両、都合悪ければ200両でも借りたいとある。山形西屋伊兵衛が金融業(為替業)を営みながら紅花取引を行ない、文政10年まで連年(?)のごとく柏倉から融資を仰いでいたことがわかる。11月22日付のには「……尚又々京都紅花相場成行の儀可申上候段、尚又々被仰下承知仕候、及御聞之通、彼地十月初メ頃から旬日之飛上り申候様子ニ御座候、十月廿日迄ニ申参り相場左ニ申上候、

一、最上 三拾七八両より
四拾両より五拾七両程迄

一、貞仙 五拾両より
六拾三両程迄

22) すなわち「化政期以降村山平野の中心部及び紅花商品生産地帯など一部の高生産力地帯に富農→地主の形成がみられたが、その他の地帯では一般に明治期地主の系譜からみても、幕末明治期における商業高利貸資本の生産支配の強さが展望されるのである。」(横山前掲稿)

一、南仙 五拾三両より
六拾七八両迄（以下略）」とある。

すなわち西屋は柏倉の再三にわたる京紅花値段の問合せに答えて、紅花は10月初めから急激に騰っていることを伝えている。

また11月晦日の書状からは、紅花が6月、7月以後「気配宜」しく、下物37・8両（1駄）、上物で52・3～56・7両までいっていること、今年は「故障無之」で、荷不足で、そのうえ8月中から現在（11月末）まで天気がよく、荷不足するほど出荷が多く、ために金融の需要すなわち為替の取組みが増えて困り、柏倉から融資をうけていること等がわかる。為替の取組みの増加とは逆為替のそれであろう。また10月15日付のには西屋は手代らしき者を近々上京させるので上方相場を探らせると云っている。

以上を要約するならば柏倉は当時紅花・繰り綿営業を慎重に推し進めていること、すなわち隔地間の価格差を確実に自己のものたらしめるために上方相場に特に注意を払い、西屋から種々情報を得ていたこと、また西屋は柏倉から融資をうけ、金融業のほかに紅花取引も行ない、両者はともに商業資本家としての機能を補完しあっていること等を指摘しうる。それはまた文政期という、商業資本家が衰退する時期に、地主としての在村商業資本家柏倉家と城下町金融業者・荷主問屋西屋との金融を通しての緊密な関係の樹立でもあった。

二藤部兵右衛門 既述のごとく当初大石田四日町の買次問屋兼荷主商人として発展するが天保期以降荷問屋業を主要機能とするにいたっている。彼もまた柏倉に種々の情報を送っている。詳細は省くが各書状にはたとえば天保4年に大石田の紅花総出荷数は7月6日現在202駄、天保6年7月1日現在451駄2丸、天保8年8月20日現在719駄3丸と報告している。（周知のごとく大石田は酒田港への中継河岸である）。たとえば天保6年7月二藤部は「……一、此度京都西村屋清九郎殿行商紅花四駄御送り被下、別紙之通、忝縫ニ蔵入仕候、向舟次第早急積渡近便積付御案内可申上候、且又当年者殊之外駄不足之様子ニ御見

聞被遊、当地出荷高如何候哉御様子申上候被仰下承知仕候、御意之通り駄不足之様子ニて当地出荷も至而不足ニ而未（だ）二百駄も無之候、別紙ニ出荷高申上候、御勘考可と下候……」とあり、①京都西村屋清九郎宛の柏倉の紅花4駄の発送手配、②当年は紅花不足ではないのか、という柏倉の問に対し、二藤部は、確かに紅花が不足し当地では200駄しか出荷していないと回答していることがわかる。先の西屋の例と結局は同じく柏倉が出荷高（相場に関係してくる）に注目し慎重に集荷を行なっている。

児玉嘉兵衛 次に天保期と思われるが、当時京都出張中の支配人児玉宛の柏倉の書状をみよう※。

※この書状は山形藤屋伝吉の便で送ってある。別紙の末尾に、柏倉がその年山形藤屋その他を通して1132両の為替を組んでいて、それだけの取引きがあったことがわかる。

要約すると以下ようになる。①京都の相場はどうか。当地（村山郡）はご承知のように上方表では80両（1駄であろう）の商内だということで「山形辺在方共」が買い込んでいったが、京都表からの書状もあり、最近は大分静かになった。②京都伊勢屋源助殿（紅花問屋）から、9月15日飛留印（紅花）5丸の無事敦賀入港の通知があったがその他は通知がないで難船したのではないかと案じている。③為替の件は（児玉が）出立後、山形土屋源兵衛殿へ取組んだ。200両のうち100両は西村屋清九郎向け（同人引受）10月晦日渡し、あと100両は伊勢屋利右衛門向け11月晦日渡しで手形2通で取組んである。着いたら宜しく願いたい。④また10月8日藤屋伝吉へ為替600両を取組んだ。（藤屋の上方からの入金分を取組んだものであろう）。そのうち200両は当時（その時）請取り、残金400両は12月晦日請取り（決済）のつもりで取組んだ。尤も、渡方（品物到着）は残らず11月晦日にするつもりである。したがって今迄の為替金総高は1230両になる。このうち「式三本者余り候得共」すなわち200～300両は余分な為替であるが（それだけ柏倉の送り荷物が為替をカバーしないことになるが）、こ

れは天童客人(後述)の紅花の分であって、止むを得ず(依頼されてか)為替に組んだものである。この荷が「陸為登」にされれば京都着は12月になる。(柏倉の荷ではないので確実な予測は出来なかったのであろう)。その場合を考慮して11月晦日に300両とか400両とかを渡し(買主の京都紅花問屋が代金を振込むこと)。残りは12月晦日渡しで為替を組んだ。尤も12月渡しの場合は100両につき2歩宛(0.5%)の利息がかかる約定である。したがって11月渡しが都合悪ければ200両から300両を12月渡しにしてほしい。しかし藤屋伝吉(為替業者)は成るべくは11月渡し(全部か)を希望しているので存分承知している旨答え、手形を渡している。万一、12月渡しの場合は「百両式歩宛」の利息であることをお含みおきたい。⑤前記天童客人の買入れた紅花は15駄(約81袋)だが、しかるにこのせつ「直積陸為登※」(④参照)を希望してきている。

※これは船運より遅れ、④で柏倉が憂慮したごとく為替の決済が遅れる。

確定はしていないが、私(柏倉)の考えでは1駄につき50両貸し(柏倉名義で為替を組む)、3カ月分の利息・道中請負(金)として1両1歩位、つまり1駄で都合3両2朱程の手取り(利益)になる。そうなるなら差登させたい。⑨紅花の儀、私の考えでは12月から正月頃は「ひとゆる美」し、値段も下と思うが上方の様子によつては、利益があれば「春為登」にすこし仕入れてみたい。しかしこれは京都の様子、荷不足であることをよく見てからにしなければならぬ(以下略)。

以上から③京都の紅花相場が在地(村山地方)の集荷状況に大きく影響を与えていること、したがって柏倉が山形西屋・大石田二藤部から、上方相場・在地出荷状況等を早く確実に知りたがっていたと同じことがここでもみられる。そのことは化政・天保期(あるいは近世を通じて)の遠隔地向産業たる紅花生産の制約性を示すものではなからうか。在地の紅花供給量が大量の時はその上方相場は下落するし、また上方相場の高低は敏感に在地に影響するが、供給量の大小

は特にその影響が大きかったようである。したがって紅花生産の展開が著るしく、多くの在村の仲買層の競合がみられる文化・文政期(あるいは寛政期)以降は、柏倉はもっぱら買込みのチャンスをもて仕入れを行なったのである。そこには前期的商業資本家であり大地主である柏倉の慎重な経営がみられる。⑩紅花の京都着時期が為替の決済に影響するので、当然のことながら柏倉はそれに重大な関心をもち、なるべく金利負担を少なくしようと務めている。⑪「天童客人※」のために荷為替を組む(融資)ことは、1駄につき50両で15駄分(750両になろう)に及んでいる(未確認=未定)。柏倉が豊富な資金量に支えられて、⑫で規定した方向を辿りつつあることが看取できる。

※「天童客人」とは如何なる人物か不明であるが、天保2年と思われる、柏倉から高橋古助なる人物宛の書状から、京都紅花問屋市村屋弥三郎(既述)の手代宗助が当地(紅花生産地帯)へ来て、紅花の仕入れ(集荷)を柏倉に頼み、30駄を集めたが、持参の金子が不足し、柏倉に融通を頼んでいることがわかる。おそらく上記の天童客人とは天童に宿をとった京都問屋からの仕入れ人であったのではあるまいか。

お わ り に

村山地方の紅花生産の画期は化政期における干紅花加工工程の農村への普及であった。それこそ真の、農村におけるブルジョア的發展の萌芽であった。この時期に在村寄生地主層は急速に紅花営業から後退し、代ってかつての手代的、あるいは小農的中小仲買層が直接紅花営業を推し進めてゆく。しかし彼等の基礎は薄弱な場合があり、信用取引に破綻をきたし自ら没落する例を検証しえた。(上昇する例も当然考えられる)。かかる状況下において在郷大地主柏倉家は注文形式あるいは依託販売形式の紅花取引を、全く仲介業者の立場を自ら慎重にとりつつ、それを行ない、同時に山形在為替業者に融資をするなど前期的商業資本家たる役割りを如実に果たしている。かかる柏倉家の動向は、若干既述し

たように遠隔地向特産物である紅花それ自身のもつ制約性，たとえば相場の著しい変動および京都問屋の介在などに大きく規制されたからであろう。そのことは同時に，いわゆる後進地帯における商品生産のブルジョア的发展の担い手たる直接生産者（小農）の肩に幾重にもものしかかる，階層的・前期的中間業者の存在，そしてそ

れと絡みあいつつ発展する紅花生産展開の実情を物語るものである。

（付記） 柏倉家文書の閲覧に種々ご便宜をはかって下さった明治大学刑事博物館学芸員莚田佳寿子・同神崎彰利両氏に心からお礼申し上げます。